特定医療費（指定難病）受給者証
更新手続きのご案内

受付期限は、**令和7年9月30日（火）まで**です。

提出書類について　★印は同封している書類です。

全員必要な書類		
□	① ★	**特定医療費（指定難病）支給認定申請書** ・印字された内容は**令和7年3月31日時点の情報**です。 **変更がある場合は、必ず追加・訂正・削除**してください。
□	② ★	**臨床調査個人票** ・主治医に記載を依頼してください。
□	③	**住民票（世帯全部）**　発行から3か月以内のもの ※受給者が健康保険の被扶養者で、被保険者が単身赴任等で他の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要です。
□	④	**加入している公的医療保険が確認できる書類の写し** ・どなたのものが必要なのか、3ページ（※1）をご確認ください。 ・**マイナンバーカードのコピーは不可**
□	⑤	**令和7年度の市町村民税の課税状況の確認書類** **提出もれが多いため、必ずご確認ください** ・どなたのものが必要なのか、3ページ（※2）をご確認ください。 ○所得・課税証明書（令和7年1月1日時点で住民登録していた市区町村での交付となります。） ※秋田市では**6月6日（金）から**各窓口、マイナンバーカードを使用してコンビニで取得できます。 ◆加入している公的医療保険が「**国民健康保険組合**」、「**被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）かつ非課税**」のかたを**除き**、以下の書類で代用可能です。 ○給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（写し） ○市町村民税の税額決定・納税通知書（写し） ※納税証明書、源泉徴収票などは対象外です。
□	⑥	**特定医療費（指定難病）受給者証の写し**
□	⑦ ★	**支給認定基準世帯員記載用紙** ・受給者と同じ公的医療保険に加入しているかたの氏名等を記入してください。 ・個人番号（マイナンバー）の記載は**任意です。** ・市町村民税非課税のかたは、令和6年1～12月の障害年金または遺族年金等の受給の有無、受給額を記載してください。

該当者のみ必要な書類

（※「世帯」とは、受給者と同じ医療保険に加入しているかたのことを言います。）

□ ⑧ **同意書**

・ 国民健康保険組合に加入されているかたに同封しています。新たに加入された方はご連絡ください。秋田市国保のかたは不要です。

□ ⑨ **世帯（※）内に特定医療費（指定難病）受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのかたがいる場合は、その受給者証および公的医療保険の確認書類の写し**

□ ⑩ **障害年金、遺族年金等の受給額が分かる書類**

・ 市町村民税非課税の世帯（※）で、受給者が障害年金や遺族年金等を受給している場合は、令和6年1月～12月の受給額がわかるもの（通知書の写し等）をご提出ください。

□ ⑪ **自己負担上限額管理票の写し（過去12か月分）**

◎「**軽症者特例**」または「**高額かつ長期**」に該当するかたはご提出ください。

＜軽症者特例＞

重症度基準を満たさないものの、申請月を含む直近12か月以内に医療費総額（10割）33,330円を超える月が**3回**以上あるかたに、受給者証が交付される特例です。

＜高額かつ長期＞

特定医療費（指定難病）受給者証の階層区分がC1、C2またはDに該当し、申請月を含む直近12か月以内に、医療費総額（10割）5万円を超える月が**6回**以上あるかたは、自己負担上限額が軽減されます。新たに該当する方は該当月分の管理票をご提出ください。

○管理表の提出範囲〈申請月を含む直近12か月以内〉

例　6／1～6／30に提出する場合→令和6年7月～令和7年6月分まで
　　7／1～7／31に提出する場合 →令和6年8月～令和7年7月分まで

該当月分のみの提出可

現在お持ちの**受給者証**下部の**高額かつ長期**または**軽症者特例**に**「該当」**と記載がある場合は必ず管理票のコピーをご提出ください。

自己負担上限額管理票のマルで囲んだ部分を合計すると、毎月の医療費総額が分かります。

不明な場合は、こちらで確認しますので、管理票の写しをご提出ください！

公的医療保険と課税状況の確認書類について

公的医療保険が確認できるもの（下記参照）と課税状況の確認書類は、受診者が加入している公的医療保険の種類によって提出していただく範囲が異なります。

どなたのものが必要かご確認ください 加入している保険は何ですか？		（※１） 公的医療保険が確認できる書類の提出が必要なかた	（※２） 市町村民税の課税状況の確認書類の提出が必要なかた
加入している公的医療保険	・国民健康保険（秋田市国保） ・後期高齢者医療制度 の場合 ➡	同じ住民票上で、同じ公的医療保険の加入者全員	同じ住民票上で、同じ公的医療保険の加入者全員 ※中学生以下不要
	・被用者保険（社会保険）の場合 ➡ 例：全国健康保険協会〇〇支部 〇〇共済組合 〇〇健康保険組合　など	・受診者が被保険者の場合 →受診者 ・受診者が被扶養者の場合 →受診者と被保険者	・受診者が被保険者の場合 →受診者の分 ・受診者が被扶養者の場合 →被保険者の分 ※被保険者が非課税の場合は、受診者の証明書も必要となります。
	・国民健康保険組合の場合 ➡ 例：建設国保，医師国保　など	住所問わず、同じ国民健康保険組合の（記号・番号が同じ）かた全員	住所問わず、同じ国民健康保険組合の（記号・番号が同じ）かた全員 ※中学生以下不要
	・生活保護受給者の場合 ➡	生活保護受給証明書が必要です。生活保護の担当者へ発行を依頼してください。また、公的医療保険の確認書類をお持ちの場合は併せて提出が必要です。※医療のしおり不可。	

公的医療保険が確認できるものについて

R6年12月2日の保険証の新規発行終了に伴い、①～④いずれかの書類の提出が必要です。

①**資格情報のお知らせの写し**（医療保険の保険者から、マイナ保険証保有者または加入者全員に交付されます）

②**資格確認書の写し**（医療保険の保険者からマイナ保険証未保有者を対象に交付されます）

③マイナポータルから確認できる「**資格情報画面（PDF）」の写し**

④**健康保険証の写し**（有効期限までの間、最長で令和7年12月1日まで使用できます）

※いずれもお手元に無い場合は、加入されている保険者にご確認ください。

・提出していただいた書類で、扶養関係や所得が確認できない場合は、お問い合わせをしたり、他の書類の提出をお願いすることがあります。

注意事項　　※必ずお読みください

～提出時の注意点～

○　提出期限をお守りください。(提出期限:令和7年7月31日(木)まで)

○　書類の添付漏れや記入漏れがないか、よくご確認ください。
特に、公的医療保険が確認できる書類と課税状況の確認書類の添付漏れが多いです。

○　住民票、所得・課税証明書は、マイナンバーカードを使用し、コンビニで取得できますのでご利用ください。　※コンビニで取ると手数料が窓口より100円安くなります！

○　更新時期は保健所窓口が大変混み合います。スムーズに手続きを行うために**郵送**での申請にご協力いただきますようお願い申し上げます。書類が全て揃ったかたは同封の返信用封筒へ、必要な分の切手を貼って投函してください。

＜送付先＞　〒010－0976　秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田市保健所健康管理課　感染症・難病担当　宛

～審査に関する注意点～

○　受付から約2～3か月後に、郵送で結果が届きます。
審査の状況によっては、それ以上かかる場合もあります。
その場合受給者証の交付が10月以降となる場合もございますのでご了承ください。

○　審査の結果、重症度基準に満たないかたや軽症者特例に該当しないと判断されたかたは、不承認となります。

公的医療保険の確認書類や受給者証等のコピーについて(お願い)

公的医療保険の確認書類や特定医療費(指定難病)受給者証など写しをご提出していただく書類について、可能な限り次のとおりコピーをお取りください。

＜良いコピー例＞

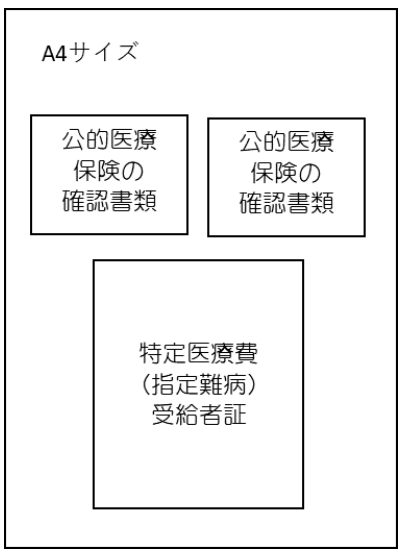

◆コピーをとる際のお願い◆

・用紙の大きさは**A4(申請書と同じ大きさ)**でお願いします。

・用紙1枚に複数の書類をコピーしてください。
(左図参照)

・モノクロ(白黒)コピーでかまいません。
(カラーコピーも可)

※マイナンバーカードの写しの提出は不要です！